

令和2年度 幼稚園担当指導主事・担当者会議

# 都道府県協議会 協議主題について

文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
幼児教育調査官 小久保篤子

## 協議主題 3

障害のある幼児などの状態等に  
応じた指導を行うための体制に  
ついて

## 【協議の視点①】

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うとあるが、組織的かつ計画的に行うために幼稚園はどのような体制を整備するべきか。

# 幼稚園教育要領

## 第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

### 1 障害のある幼児などへの指導

協議の視点①

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、**個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする**。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、**個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする**。

解説 P 125  
一部抜粋

要領解説  
(P126)例示

- 障害のある幼児などには、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、ADHD（注意欠陥多動性障害）などのほか、行動面などにおいて困難のある幼児で発達障害の可能性のある者も含まれている。**このような障害の種類や程度を的確に把握した上で、障害のある幼児などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要がある**。その際に、幼稚園教育要領のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）などを参考にしながら、全ての教師が障害に関する知識や配慮等についての正しい理解と認識を深め、障害のある幼児などに対する組織的な対応ができるようにしていくことが重要。
- 一方、障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、**一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことである**と言える。  
↓ 指導充実のためには体制整備も重要
- そこで、**園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある**。
- 障害のある幼児などの指導に当たっては、全教職員において、**個々の幼児に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、全教職員の連携に努める必要がある**。

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する  
教育支援体制整備ガイドライン  
～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm)

～目次～

はじめに（本ガイドラインの位置付けについて）

第1部 概論（導入編）

第2部 設置者用（都道府県・市町村教育委員会等

第3部 学校用

○校長（園長を含む）

○特別支援教育コーディネーター用

○通常の学級の担任・教科担任用

○通級担当教員，特別支援学級担任及び養護教諭

第4部 専門家用

○巡回相談員用

○専門家チーム用

○特別支援学校用（センター的機能）

第5部 保護者用

参考資料

## 第3部 学校用

### ○校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

### ○ 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

### ○ 特別支援学校における取組

- (1) 特別支援教育のさらなる推進
- (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能
- (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

### ○ 保護者からの相談への対応や早期からの連携

### ○ 厚生労働省関係機関等との連携

※特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

## <チームとしての学校全体で行う特別な支援>

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

- ① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

○校長（園長を含む）用

1. 特別支援教育を柱とした学校経営
2. 校内委員会の設置と運営
3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
4. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理
5. 教職員の理解推進と専門性の向上
6. 教員以外の専門スタッフの活用
7. 保護者との連携の推進
8. 専門家・専門機関との連携の推進
9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

○特別支援教育コーディネーター用

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
2. 各学級担任への支援
3. 巡回相談員や専門家チームとの連携
4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

○通常の学級の担任・教科担任用

1. 気付きと理解
2. 個別の教育支援計画の作成とそのねらい
3. 通常の学級の担任・教科担任による支援、指導の実際
4. 通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み
5. 保護者との協働
6. 交流及び共同学習の推進

○通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭用  
（略）



例えば、このようなことが書いてあります

## ○校長（園長を含む）用

### 2. 校内委員会の設置と運営

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。

#### （1）校内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認

校内委員会は、下記の役割を担います。

○児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。

○教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。

（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）

○教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。

○障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。

○特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。

○教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。

○必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。

○その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順（定期的を開催する、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等）を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

#### （2）校内委員会の組織及び構成

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能を持たせるなどの方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることです。

#### （3）支援内容の共通理解と定期的な評価

校長は、校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会に報告させるとともに、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。

#### （4）評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

校長は、児童等の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行います。

見直しに当たっては、児童等の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者からの意見も参考にすることが大切です。

例えば、このようなことが書いてあります

## ○校長（園長を含む）用

### 9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

校長は、個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする児童等の支援内容を進学先へ適切に引き継ぎます。

#### (1) 幼稚園<sup>13</sup>から小学校への適切な引継ぎ

幼稚園の園長は、小学校の校長と連携を図り、教育上特別の支援を必要とする幼児に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

引継ぎに当たって、保護者も含め、直接会って情報を引き継ぐことも有用です。

また、小学校の校長は、幼稚園から引き継いだ個別の教育支援計画等による情報を活用しつつ、学級編制、学級担任及び小学校における支援内容を決定することとなりますが、幼稚園と小学校では、教室環境及び支援方法等が大きく異なるため、慎重に行う必要があります。

なお、当然のことながら、幼稚園のみならず、保育所や認定こども園等を卒園した児童についても、支援内容の引継ぎは重要となるため、小学校の校長は、保育所等とも積極的な連携を図る必要があります。

#### 事例2：幼稚園から小学校への引継ぎ

C市のD幼稚園は、園長のリーダーシップの下、学校経営計画において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しつつ、特別支援教育を進めることを盛り込み、教職員の共通理解を図りながら、幼稚園全体として特別支援教育を推進してきました。

C市では、かねてから行政区毎に幼稚園・保育所・小学校連絡協議会を組織し定期的な交流を行う中で、保護者の同意のもと、入学予定の幼児の幼稚園・保育所から小学校への引継ぎを実施していましたが、教育上特別の支援を必要とする幼児に関する情報については協議会による伝達だけでは限界があり、D幼稚園の園長としては園全体で共有した支援内容を就学先の小学校に引き継ぐには工夫が必要と考えました。

そこで、D幼稚園では、教育上特別の支援を必要とする幼児について、市が行っている引継ぎに加えて、園が作成した個別の教育支援計画等の内容に基づいて引継ぎシートを用意し、年度末あるいは就学先の小学校の授業が開始する前の適切な時期に、幼児の特性と有効であった適切な指導や必要な支援の情報を、複数回、小学校の担当者に面会して丁寧に説明する機会を設けています。

- 13 幼稚園への入学までの過程において、保護者は、子供の成長や発達に様々な不安を抱えている場合があります。幼稚園の園長は、保護者から子供の家庭等での様子を聴いた上で、さらに医療、保健、福祉等の関係機関の相談状況・支援内容等についても把握していく必要があります。そして、教育上特別の支援を必要とする幼児については、個別の教育支援計画等を作成し入園後も円滑に幼稚園生活を送っていけるようにすることが大切です。この際、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や児童発達支援センター等の障害児通所支援施設支援で作成されている個別支援計画等がある場合には有効に活用するなど、支援に必要な情報を適切に引き継ぐ必要があります。

## 【協議の視点②】

家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとされている。関係機関との連携を図っていくに当たって、幼稚園が取り組むことや留意することは何か。

# 幼稚園教育要領

## 第1章 総則 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導

### 1 障害のある幼児などへの指導

協議の視点②

障害のある幼児などの指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、特別支援学校などの助言又は援助を活用しつつ、個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。また、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、個々の幼児の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。

解説 P 125、P127  
一部抜粋

- 障害の種類や程度によって一律に指導内容や指導方法が決まるわけではない。特別支援教育において大切な視点は、一人一人の障害の状態等により、生活上などの困難が異なることに十分留意し、個々の幼児の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討し、適切な指導を行うことであると言える。
- そこで、園長は、特別支援教育実施の責任者として、園内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、園務分掌に明確に位置付けるなど、園全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な幼稚園運営に努める必要がある。その際、各幼稚園において、幼児の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

専門家の活用（特別支援学校の教員に加え、巡回相談員等）

#### ②個別の教育支援計画

- 障害のある幼児などは、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要である。このため、教育関係者のみならず、家庭や医療、福祉などの関係機関と連携するため、それぞれの側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成し活用していくことが考えられる。具体的には、障害のある幼児などが生活の中で遭遇する制約や困難を改善・克服するために、本人及び保護者の願いや将来の希望などを踏まえ、在籍園のみならず、例えば、家庭、医療機関における療育事業及び福祉機関における児童発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、支援の内容を整理したり、関連付けたりするなど関係機関の役割を明確にすることとなる。

療育施設や病院にも通っている場合には、「その幼児」が関わっている機関が連携して支援の計画を作成。学校卒業まで引き継がれることで、学校が変わっても一貫した支援が可能

【参考】令和元年度幼稚園教育理解推進事業中央協議会シンポジウム  
「障害のある幼児等について」

シンポジスト 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課  
障害児・発達障害者支援室  
厚生労働省 発達障害者支援施策について

シンポジスト 創価大学教育学部准教授 安部 博志  
地域支援の現場で考えたこと  
～幸せに生きる力を育むために～

シンポジスト 香川県 高松市立国分寺北部幼稚園園長 久保 優子  
香川県高松市の幼稚園の現状

※シンポジウムの報告は初等教育資料3月号に掲載